

◎新潟県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月4日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 次第浜新発田線
- 2 供用開始の区間
新発田市人橋字香郷沢417番5から同市真野原外字清潟沢1552番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月4日